

第 6 節 奈良地域公害防止計画

第 1 計画の趣旨

公害防止計画は、環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、内閣総理大臣の策定指示により、都道府県知事が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた公害防止のための地域計画である。

本県においては、昭和 47 年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和 62 年度に奈良地域公害防止計画として再編）、前期計画（平成 4 年度～ 8 年度）に至るまで、5 期 25 年間にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるものの未だ計画の目標を達成するには至っていない状況である。このため、各種の公害防止施策等の推進により、未達成の目標を達成することに重点をおいて、今次計画（平成 9 年度～ 13 年度）を策定し、推進しているところである。

なお、平成 14 年度には計画策定地域の見直しを行っている。

第 2 計画の概要（平成 9 年度～ 13 年度）

1 計画の基本的事項

(1) 地域の範囲

計画を策定する範囲は、次の大和平野 5 市 10 町である。

奈良市 ・ 大和高田市 ・ 大和郡山市 ・ 天理市 ・ 生駒市 ・ 平群町 ・ 三郷町 ・ 斑鳩町 ・ 安堵町 ・ 川西町 ・ 三宅町 ・ 田原本町 ・ 王寺町 ・ 広陵町 ・ 河合町

(2) 計画の目標

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音については、環境基準の達成を図る。振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度、悪臭については、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度とする。

(3) 計画の期間

平成 9 年度から平成 13 年度までの 5 年間とする。

(4) 計画の主要課題

道路交通公害対策

国道 24 号等主要幹線道路沿道における騒音の防止を図る。

都市内河川等の水質汚濁対策

大和川水系の水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図り、併せて、大阪湾への COD 負荷量の削減を図る。

廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図る。

図3 奈良地域公害防止計画策定地域図（平成9年度～13年度）



2 公害防止に関する施策等

(1) 道路交通公害対策

主要幹線道路沿道における騒音の防止対策として、自動車単体規制、低公害車の普及促進等の発生源対策を実施するほか、バイパス整備、立体交差化、交通管制システム等の整備、パークアンドライド用駐車場の整備等の交通流対策を進める。また、必要に応じて、遮音塙の設置、低騒音舗装

の実施等の道路構造対策、歩道の確保等の沿道対策を推進する。

環境基準の達成状況を把握するため、監視測定体制の整備を図り、計画的な騒音の監視測定を引き続き実施する。

(2) 都市内河川等の水質汚濁対策

都市内河川の水質汚濁防止対策の一層の推進を図り、併せて大阪湾の水質汚濁を防止するため、下水道の整備、合併処理浄化槽・農村集落排水施設・し尿処理施設等の整備等生活排水対策、産業排水対策、畜産排水等処理対策、河川浄化対策等を実施する。

広域的な観点から大阪湾の水質汚濁を防止するため、CODに係る総量削減計画等の対策の推進を図る。

(3) 廃棄物・リサイクル対策

廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、資源化、再生利用を推進し、さらには、焼却熱エネルギーの利用を基本としたリサイクル型社会への転換を目指した処理対策を推進する。また、廃棄物の不適正な処理による公害を防止するため、廃棄物の処理体系の整備拡充を推進する。

産業廃棄物については、排出事業者の自己処理責任を原則とし、適正処理を図るため監視指導を強化するとともに、奈良県第2次産業廃棄物処理計画に基づき総合的な見地から産業廃棄物対策を推進する。

(4) 主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表8のとおりである。

表8 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
土 地 利 用 対 策	土地利用計画の適正な運用
大 気 汚 染 対 策	硫黄酸化物対策、窒素酸化物対策、一酸化炭素対策、光化学オキシダント対策、炭化水素対策、浮遊粒子状物質対策、アスベスト対策、有害大気汚染物質、その他
水 質 汚 濁 対 策	富栄養化対策、地下水汚染対策
土 壌 汚 染 対 策	環境基準の周知徹底、有害物質使用工場に対する指導
騒 音 ・ 振 動 対 策	工場及び建設作業騒音・振動対策、深夜営業騒音対策
地 盤 沈 下 対 策	地盤沈下の状況把握
悪 臭 対 策	官能試験法による指導、悪臭防止施設の設置、畜産公害防止施設設置促進資金制度等の活用
有 害 化 学 物 質 対 策	化学物質環境汚染実態調査、農薬の水質調査
監視測定体制等の整備	発生源の監視、環境の監視

(5) 自然環境の保全

自然環境の保全に関する諸法令等適切な運用を図るとともに、自然公園等の保護と適正な利用、野生動植物の保護・管理、森林・農地・水辺等における自然環境の維持・形成及び自然景観・都市景観の確保等の措置を講じることにより、自然環境の保全を図る。

(6) 地球環境の保全

地球環境問題は、日常生活や事業活動に起因するところが多く、地域で取り組むことが重要であ

る。そのような観点から、地球温暖化対策、オゾン層保護対策、酸性雨対策を実施していく。

(7) すべての主体の参加と実現

行政、事業者、住民の各役割を明確にした。また、県も事業者・消費者として環境保全に向けた取り組みを率先して実行するため、「環境にやさしい奈良県庁づくり行動計画」を定め、推進していく。

(8) その他

中小企業対策、環境保健対策、環境教育等の推進を図る。

第7節 環境にやさしい行動の確立

第1 環境保全活動の普及・啓発

1 奈良県環境県民フォーラム

環境の保全と創造に向けて、環境保全活動を積極的に行っている県民団体や企業等によって構成された「奈良県環境県民フォーラム」が平成9年8月8日に発足した。当フォーラムは、相互の意見や情報交換を通じて、それぞれの団体等の活動をステップアップするとともに、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目指し、環境保全活動の手法を考え、行政、関係団体、企業と連携・協力して行動していくものである。

当フォーラムの役割・機能として、構成員が学習・研究し、相互に意見交換を行うこと、県民や企業の認識、モラル、行動意欲を高めること、環境保全行動の手法を考え、連携・協力して推進すること、フォーラムの活動内容等を情報発信することがあげられる。

参加団体等は「水」、「大気」、「ごみ減量（リサイクル）」「自然環境」の4つの分科会のいずれかに所属し、各分科会ごとにテーマを選定し活動している。

平成13年度の主な活動は次のとおりである。7月に県と共催で「ストップ温暖化フェア」を実施した。10月には県内のスーパー、百貨店など17社（247店舗）の参加を得て、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を展開し、環境配慮型商品の購入、買い物袋持参などを消費者に呼びかけた。また、1～3月にかけて地球温暖化の原因となる二酸化炭素等温室効果ガスの削減をはかるため、「環境家計簿普及キャンペーン」を実施した。

2 環境月間行事

昭和47（1972）年、国際連合の人間環境会議において、人間環境の保全と改善を努力目標とする「人間環境宣言」が採択され、これを記念して、毎年6月5日が世界環境デーに定められた。

我が国ではこれを受けて、6月5日を初日とする1週間を「環境週間」に定め、関連行事を実施してきた。

平成3年度からは、6月を「環境月間」に定め、全国各地で環境の重要性を認識するための行事が実施されている。また6月5日は、平成5年11月の環境基本法の公布に伴い、第10条による「環境の日」に定められた。